令和８事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」加入募集のご案内

省エネ化とセーフティネットで燃料価格高騰に備えましょう

- ✓ 国と農業者で積立てを行い、燃料価格高騰時に補填金をお支払いします（自身の積立金の２倍を限度に補填）
- ✓ 補填に使用されなかった皆様の積立金は、事業終了後に還付されます（掛け捨てではありません）

申込期限　6月30日(火)まで

対象期間　**10月**から**翌６月**までの間から選択

加入要件

☐ 施設園芸農家**３戸以上**※又は農業従事者**５名以上**で構成する農業者団体等

※同一県内の３戸以上の農家

☐ **３年間**で燃料使用量を**15%以上削減**する計画（省エネルギー等推進計画）の作成

☐ 目標の立て方は、裏面をご覧ください。

補填積立金

積立金
＝積立単価×年間燃料購入予定数量×1/2
（例）
A重油を年間10,000L購入予定の方が130%コースに申し込む場合
30.1×10,000×1/2＝150,500円

対象燃料

施設園芸（野菜、果樹、花きの栽培）の用に供する**A重油**、**灯油**、**ＬＰガス**、**ＬＮＧ**

基準単価、積立コース

A重油：１００.２円/L ＬＰガス：１３１.１円/kg
灯　油：１０６.２円/L　Ｌ Ｎ Ｇ　：80.5円/㎥

積立コース	積立単価			
	A重油	灯油	ＬＰガス	LNG
115%コース	15.0円/L	15.9円/L	19.7円/kg	12.1円/㎥
130%コース	30.1円/L	31.9円/L	39.3円/kg	24.2円/㎥
150%コース	50.1円/L	53.1円/L	65.6円/kg	40.3円/㎥
170%コース	70.1円/L	74.3円/L	91.8円/kg	56.4円/㎥

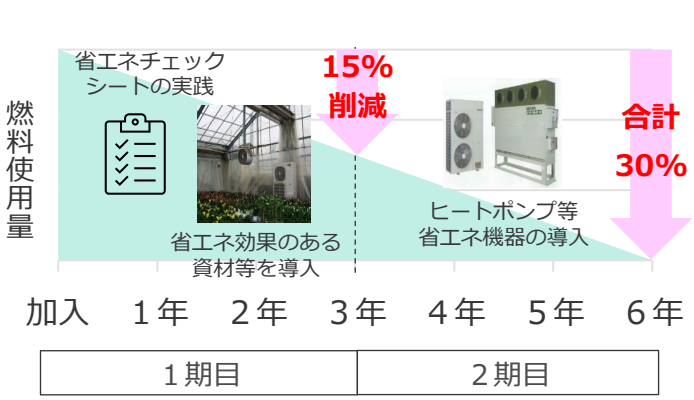
補填金＝補填単価※１×当月燃料購入数量×70%※２

補填単価は、積立コースにかかわらず、同額です。
※１　補填単価＝各月の指標価格ー発動基準価格
※２　価格急騰時等には、100%に引き上げられます。
省エネ機器を導入し燃料使用量を50%以上削減する場合にも100%に引き上げられます。（詳細は裏面下部をご確認ください）

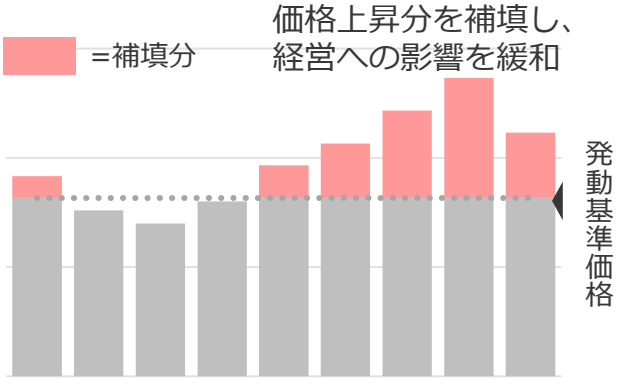
福岡県農林水産部園芸振興課　092-643-3487

施設園芸セーフティネット構築事業加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ



セーフティネットの仕組み



申請手続

申請には、下記の書類が必要です。
地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**県園芸振興課**にご確認下さい。

<支援対象者としての申請に必要な書類>

- □ 事業実施計画書
- □ 省エネルギー等対策推進計画

<事業参加者としての申請に必要な書類>

- □ 省エネルギー等対策取組計画
- □ 過去７年分の燃料使用量を確認できる書類

※ ７年分の書類がない場合でも加入可能な場合もありますので、ご相談下さい。

- □みどりクロコンのチェックシート



▲省エネチェックシート



▲省エネマニュアル

▲省エネ通知のページ QRコード



▲省エネで収益力向上を

✓ **省エネ機器（化石燃料を使用しない加温機）の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。**

実施期間

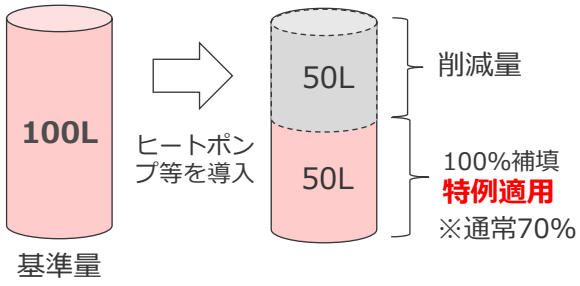
令和９事業年度まで

※一人一期（最大3年間）までです。
※申込期限は令和８事業年度までです。令和８事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は２年間です。

加入要件

- □ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- □ **３年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

省エネ加速化特例の仕組み



※基準量の50%の数量を上限とする
※特例分（30%）は事業年度末に一括交付

省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

○ 産地生産基盤パワーアップ事業　施設園芸エネルギー転換枠等　検索

令和８事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業のうち省エネ加速化特例」
加入募集のご案内

更なる省エネ化で
燃料価格高騰に備えましょう

✓ **省エネ機器の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。**

申込期限

6月30日(火)まで

※施設園芸セーフティネット構築事業の加入と併せて申請してください。

実施期間

令和９事業年度まで

※事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期（最大3年間）までです。
※申込期限は令和８事業年度までです。なお、令和８事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は２年間となります。

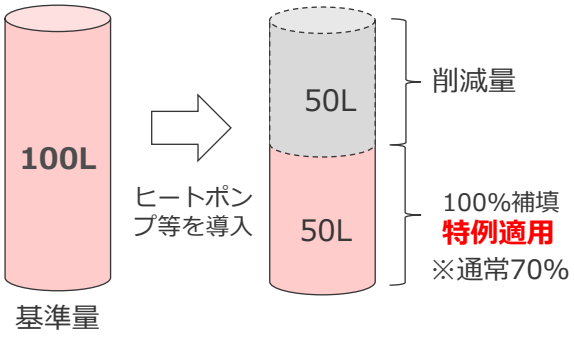
加入要件

☐ 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者

☐ **３年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

SN加入状況	R７事業年度**加入者**				R７事業年度**未加入者**	
省エネ機器導入状況	導入していない		導入済み		導入していない	導入済み
現行計画の削減率	５０％未満	５０％以上	５０％未満	５０％以上	―	―
特例対象	○	×	○	×	○	○

省エネ加速化特例の仕組み



省エネ加速化特例補填金＝
補填単価×当月燃料購入数量の100%
※補填単価＝各月の指標価格－発動基準価格
※基準量の50%の数量を上限とする
※特例分（30%）は事業年度末に一括交付

福岡県農林水産部園芸振興課　092-643-3487

省エネ加速化特例加入の申請手続きについて

申　請　手　続

・省エネ特例の申請には、右記の書類が必要です。
・地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**県農林水産部園芸振興課**にご確認下さい。
・令和８事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。なお、積立金の契約の変更はできません。

□省エネ加速化特例申請書
（省エネ機器導入の確認書類含む）
□省エネルギー等対策取組計画

基準量の考え方

赤字が基準量です。基準量から50%以上の燃料使用量の削減に取り組みます。

Aさん：新たに省エネ機器を導入　Bさん：既に省エネ機器導入済み

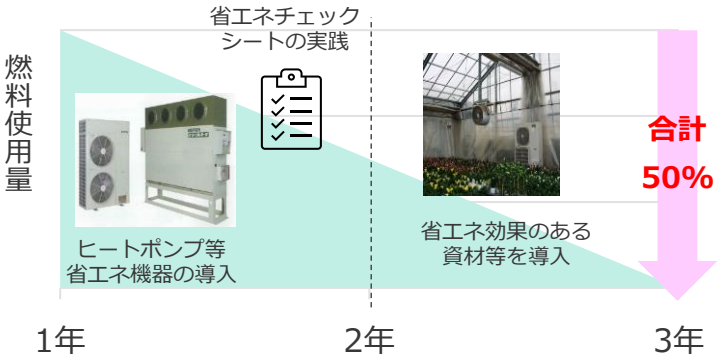
（単位：L）

		R2～R4			R5～R7			R8～R10（特例加入）			基準数量
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
Aさん	現在値	100	—	—	85	—	—	70			70
	目標値	85			70			35			
	実績値	90	80	70	70	65	60				
Bさん	現在値	200	—	—	170	—	—	145	—		180
	目標値	170			145			90			
	実績値	190	180	110	105	100	95				

70 R8ヒートポンプ導入
50%減
R4ヒートポンプ導入
50%減
特例措置はR9事業年度まで

省エネ加速化特例加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ




▲省エネチェックシート


▲省エネマニュアル

▲省エネ通知のページQRコード


▲省エネで収益力向上を

省エネ機器の導入に加え、被覆の多層化や循環扇の導入、環境制御装置の導入など様々な手段を用いて燃料使用量50%以上削減に取り組みましょう！

省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

○　産地生産基盤パワーアップ事業　施設園芸エネルギー転換枠等　検索